

- 幌延小学校新1年生
- 議会だより第72号（8ページ）
- 「高齡者等の地域見守り活動に関する協定」絃結式

○「天塩の國会議相互援助恊力に関する協定」調印式

○桄延町暴力団排除条例の制定
○ 児童福祉週間

- 出前講座を活用してください
- 幌延町まちづくり町民参加条例に基づく町民参加手続きの実施状況及び実施予定


## 第72号

発行 北海道幌延町議会
編集 議会報発行特別委員会
電話 01632－5－1111
FAX 01632－5－2971

| お | 予算委員会審議内容 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 2 |
| :---: | :---: |
|  | 地域の課題をとらえて一般質問 ．．．．．．4～6 |
| も |  |
| な | 総務文教常任委員会…．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． |
| 内 | 産業厚生常任委員会 …．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 9 |
|  | サークル紹介 ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．． 9 |
| 容 | 編集にあたつて |





総
務
鿓
審査
内

## 一般会計 43 億 5,300 万 0 千円

斉賀弘孝氏を予算特別委員長に選任し，平成25年 3 月 $12 \sim 13$ 日の審査の結果，原案通り可決



事
業
は
昨
年
度
年
灯
油
価


業
旃
指
定
受
け
る
予
定
で



相
談
援
事
業
は
平
成
24
年



凡
プ
サ
1
ビ
त
事
業
䇯
は

般
相
談
援
事
業
委
凭
先
 サ
ビ
ス
支
援
業
ぞ
の
総
取
 －幽井蟿

年
度
少
学
生
対
庳
道
施
由 連
は施
設
筧
学
会
算
の
増
頟
理


 ＊

 の
方
步
ら，
歩
勢
熊
気
に半して筑




 も
の
を
昨
年
同
様
回
数
ど
後秪吴コペ



铍粎区絃些 ${ }^{\circ}$


 －綰搏盘 て
$い$
$\vdots$
と
で
理
解
碩
た
た
い

活
支
援
業
は
5
年
間
の
継
続


|  |
| :---: |
|  |  |











廢
圽
で
国
が
定
あ
特
別



 $C$
B
廃
物
処
理
事
業
真
11

平
盛
25
年
度
虫
長
期
な
な
計 ら
に
2
3
3
年
延
し
し
た
い。成
29
年
ま
で
使
男
期
限
を
さ を
10
\％
程
か
か
さ
ば
し．
し．
平

災
縕
就
協
し
乙
出
前
防
炎
事
業
考
方
方闐
穈
䆩
平
成
25
年
度

の | 消 |
| :---: |
| 防 |
| 費 | る

街
灯
L
L
D
照
琞
を
使



 －H长㭗今no


町
行
行
て
て
る
広
域
観
䛤


商
会
品
ら
の
集
計
結
究
頂方
各
に
大
変
好
評
た
た
た
と
継
続
し
た
理
由
は




 －筑些
 の
税
制
整
に
伴
い
道
な















 は


面め 保 ．
 ～こn゚

大
2
億
年
方
程
度
と
想
定


意
識
観
品
直
接
被
地連
見
会
に合
等
て
斻 ス

 が
ま
5
ら
$\vdots$
$\vdots$
の
た
あ
に
事 は
飽
ま
で
で氐
間
囷
体
個
事




 な
ど
多
額
補
助
も
考
え
れ
 nox
器， $3^{\circ}$
 の
で
被
炎
地
視
察
見
的交
隹
金
実
施
さ
れ
る
業
な ギ
1
関
連
見
学
会
震
源
法


防災訓練


町道バリアフリー


 み
を
し
い
る
が
町
内
に
い


 は の
状
況
と
予
算
減
額
䙲



特
別
会
計区筑飞笑袺


シ舞緛コトこペ る
が
事
業
者
方
前
問 －析







 $\rightarrow$ ご





 －罂些









|  |
| :---: |
|  |
|  |

 ラ





 sinmeravi




$\square$

 を
開
雔
る
思
思。
售
の
㽗
䍗
そ
の
町
村
の
自
治
体


た
防
炎
計
画
が
な
い
し
も
問思
思
特
特
冬
場
想
䈕
し直
が
密
要
な
な
て
い
る
と

 た堳開閽 が
発
生
た
号
を
想
定
て

 し
全
配
布
た
た
昨
年
も
10
 に
作
権
た
中
小
河
流
域
大
胢
平
盛
22
年
に
作
茂
た
た が
町
の
取
組
じ
ぞ
か
 て







議
会
報
告
る
る
説
明
を






夫 て
聞
い
て
い
な
な
が た方

 そ号 て
る
が
派
遣
職
買
聞
い

在
の
各
課
分
員
で
は
難酤
南
効
な
手
段
だ
が告 攽（歨行茂 か事

 1よか町
結
品
は
件
費
出
て
 ど
う
い
う
注
文
配
達
サ
j
$j$
 ～一晽日
 ビ
ス
体
系
構
築
況
況閪
注
文
と
配
達
の
サ
l Kiths $x^{6} 3^{\circ}$


 ね
は
な
ら
な
$い$
と
思
て
て
い
る






地
給
金
に
い
し
先
の
梖

 ら
利
活
䂞
考
亿
行
き
た
に
我
各
行
政
と
$乙$
导
費
対


 し
方
向
に
向
し
し
し
し

 る
ので
状
況
地
把
握
た
中安
い
も
の
で
な
い
と
聞
$\omega$
い
て
い




水


かしいすん 聞



第1回町議会（定例会）

|  |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 泿可 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| $\checkmark$ |  |
|  |  |
|  | －y |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 形けすHy |  |
|  |  |
|  |  |



|  |  |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

 ジ
等
で
P
$R$
を
を
て
し
に



進
胥
本
町
撆
の
持
続
的
発 り，
簏
庴
の
経
荌
定
の
促






㬊
会
の委
貝
定
数
等
定




 す
条
荈
の
設
定
に
い
て に
関
文
条
例
の
部
を
改
正



|  |
| :---: |
|  |  |
|  |  |




 IJワニN




 よ










## 

6摆互














|  |  |
| :---: | :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |





加か。
《跳《談过系如》



涫品
 い鮕こ絈性

丘か
 －ー





的こ丰推
舞前が场

《甸化心6賟置》


|  <br>  |
| :---: |
|  |  |
|  |  |

 て
親
子
で
緒
に
楽
め
あ
a シ
多
1
1
な
じ
の
し
物
を
し お
母
む
た
た
に
に
る
る
ネ
ル

 も
た
ち
の
大
好
き
な
な
紙
芑
居
や ぱ
い
体
を
動
か
た
に
子
子゙
 T
作
を
た
し
ふ
ふ
る
$\vdots$
$\vdots$
$\vdots$ い
の昨
ぼ
年
り度
等は
覓 ひ
節な
合飾
せ
た
た

## 

## 1月18日第1回総務文教常任委員会第1回全員協議会

1月22日第35回議会報発行特別委員会
1月24日～25日 宗谷町村議会議長会総会（稚内市）
2月22日 北留萌消防組合議会（羽幌町）
2月25日 西天北五町衛生施設組合議会
2月26日第1回議会運営委員会第2回総務文教常任委員会第1回産業厚生常任委員会第2回全員協䣡会
3月8日 第2回議会運営委員会
3月11日～13日 第1回定例会
4月2日第2回産業厚生常任委員会
第3回全員協議会第36回議会報発行特別委員会
4月9日～10日 宗谷管内議会議長会総会（稚内市） 4月10日 第37回議会報発行特別委員会


## 高噛者等の地域見守り活動に関する協定を締結しました



平成25年3月26日に，町と日本郵便株式会社幌延郵便局と の間で「高齢者等の地域見守り活動に関する協定」を締結 しました。

この協定は，近年，家族構成•経済状況や家族観の変化 により，孤立した生活を過ごされる高齢者等が増えていること から，幌延郵便局員が配達や訪問業務中に異変に気がつい た場合，地域包括支援センターに連絡していただき，職員が対象者の状況確認を迅速に行うことで，高齢者等が安心して暮らすことができる地域をつくることを目的としています。

## 天塩の國会議 相互援助協力に関する協定調印式が行われました



## 全国一斉「人権誰護委員の日」特設相談所開設のお知らせ

稚内人権捥護委員協議会では，次の日程で「特設相談所」を開設します。
家庭内トラブル（夫婦•離婚•扶養•相続），学校での「いじめ・体罰」，近隣との争い，ネットトラブル，架空請求，育児の悩み，借地•借家，不動産売買，金銭賃借等多岐の相談に無料で応じます。

難しい手続きは無く，相談内容についての秘密は堅く守られます。
どうぞお気軽にお越しください。

# 《全国一斉「人権雍護委員の日」特設相談所の開設》 

日 時 平成25年6月3日（月）<br>午前10時から午後3時まで<br>場 所 幌延町生涯学習センター 研修室

平成25年4月1日に「幌延町暴力団排除条例」が施行されました。
この条例は，暴力団等が町民の生活及び事業者の活動に不当な影響を与えることがないよう，暴力団 の排除に関し基本理念を定め，町，町民，事業者が一体となって，暴力団の排除に関する施策を総合的に推進し，安全で安心な暮らしができる社会の実現を目指すものです。
○暴力団を恐れない
○暴力団に対して資金を
提供しない
暴力団を利用しない

連携•情報提供
暴力団排除のための協力•相談•情報提供
支援（助言•警戒活動）
町民及び事業者

## 町の責務



○暴力団排除に関する施策を実施する
○暴力団の排除に関する情報を得たときは，警察•関係行政機関へ提供する町民及び事業者の責務
○町民は，暴力団排除のために自主的に，かつ，相互に連携して取り組む
○町が実施する暴力団排除に関する施策に協力する
○事業者は，暴力団との関係を遮断し，暴力団を利することとならないようにし，町が実施する暴力団排除に関する施策に協力する
○町民及び事業者は，暴力団排除に関する情報を得たときは，町又は警察に情報を提供する
問い合わせ先：町民課生活㯰境づループ 電話 5－1115（内線153）告知端末機 5－8815


##  <br>  <br> 1 年生たちが，少し緊張しながら，学校生活

 のスタートをきりました。

幌延小学校



## （O）保育所入所式

－中央保育所と平成25年度の入所式 が行われました。新入所児たちが，来賓 のお話をきいた後， みんなで元気に歌を歌いました。


0幌延深地層研究計画平成25年度調查研究計画説明会
曰本原子力研究開発機構幌延深地層研究セン夕ーによる，平成25年度の調査研究計画の説明会 が，国際交流施設で開催されました。地域住民への説明会に先立ち，3月27日には，町長をはじめ町議会議員，町幹部職員等への説明を行い，町長に計画書が手渡されました。

4月11日に開催した地域住民説明会には，町内外か ら約70名が出席し，平成25年度調査研究内容の説明の のち，質疑応答が行われました。





町では，生活環境整備のため，平成14年度から個別排水処理施設整備事業（合併処理浄化槽設置） に取り組んでいます。

この事業は，公共下水道事業の処理計画区域外の全てを対象として， トイレ・台所•風呂などの排水を一緒に処理する合併処理浄化槽を設置•管理するものです。

平成24年度までに115基の浄化槽が設置されており，平成25年度は3基の設置を予定しています。

平成26年度に設置をご希望され る方は，11月29日（金）までに役場経済課管理グループまでご連絡ください。

## 問い合わせ先

幌延地区：役場経済課管理ブループ電話5－1116（内線252•267）告知端末機5－8816

問寒別地区 ：問寒別出張所電話6－5006告知端末機6－5006


##  のお新らせ

## 試験日時

平成25年8月29日（木）
午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

## 試験地

稚内市

## 受験資格

高等学校入学資格者で，2年以上調理の業務に従事した者

## 受験願書提出先

北海道稚内保健所

## 受付期間

平成25年5月13日（月）から
平成25年5月24日（金）まで

## 受験手数料

6，700円相当の北海道収入証紙

## 願書配布場所

幌延町役場町民課生活環境グループ幌延町保健センター

## 問い合わせ先

北海道稚内保健所
電話0162－33－2990

## 

優良運転者講習（30分）
5月14日（火）午後 1 時から
5月15日（水）午後6時30分から
一般運転者講習（1時間）
5月14日（火）午後 1 時 45 分から
初回更新者講習（2時間）
5月14日（火）午前 10 時から
違反運転者講習（2時間）
5月14日（火）午後3時から

天塩町社会福祉会館
北留萠消防組合幌延支署

天塩町社会福祉会館

天塩町社会福祉会館

天塩町社会福祉会館

## 行橍相联員へ

平成25年4月1日付けで，谷口弘子さんが，引き続き総務大臣 から行政相談員に委嘱されました。
行政相談員は町民皆さんと行政 のパイプ役です。
年金，窓口サービス，登記，道路など町の仕事について困りごと や苦情がありましたら行政相談員 が無料で相談に応じます。

##  ご体じですが

毎年6月1日は「人権擁護委員 の日」です。
人権噰護委員は，いつでも地域住民からの相談に無料で応じてい ます。
難しい手続きはなく，相談内容 についての秘密は堅く守られます。
人権相談所は，気軽に相談でき る場所として法務局で常時開設さ れているほか，市町村役場や公共施設などを利用して特設人権相談所が開設されることもあります。

幌延町には法務大臣が委嘱した 2名の人権擁護委員がいます。

## 三好 和夫さん <br> 稲垣 紘順さん

※稲垣紘順さんは，平成 25 年 4月1日付けで引き続き法務大臣 から人権擁護委員に委嘱されま

## した。

## 平成25年度自動車税の納税のお知らせ

## 自動車税の納期限は5月31日（金）です。

## 納期限までにおさめましょう。

自動車税の納期内納税は，北海道が取り組んでいる様々な施策を進めるうえで欠かせないものです。
納期内納税にご理解いただき，納期限までの納税をお願いします。

> <参考 > 平成 24 年度自動車税納期内納税率
> 北 海 道 $69.3 \%$

○納期限までに納税をしないと年 $14.6 \%$（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は年 $4.3 \%$ ）の割合で延滞金がかかります。
○自動車税は次の場所で納税することができます。

- 道内の金融機関，郵便局
- お近くの総合振興局（振興局）又は道税事務所
－コンビニエンスストア（サークルKサンクス，スパー，セイコーマート，セブンイレブン，ファミリーマート，ローソン）


## 【問い合わせ先】北海道宗谷総合振興局 地域政策部 税務課納税係

〒097－8558 稚内市末広4丁目2－27 電話：0162－33－2520（直通）
## 愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼っている方は，市町村で犬の登録をしなければなりません。飼い始めたときに1度登録すると更新の必要はありませんが，次のような ときには届出が必要になります。

- 町外から転入したとき
- 町外へ転出したとき（転出先の市町村）
- 転居して住所を変更したとき
- 飼い主を変更したとき
- 飼い犬が死亡したとき



## ○狂犬病予防注射

犬の飼い主は，狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務づけられています。
幌延町では，毎年5月に集合注射を実施していますが，受けられなかった場合は，かかりつけの動物病院か留萌地区農業共済組合北部支所幌延家畜診療所で受けてください。

幌延町のほか，近隣4町（天塩町•中川町•豊富町•中頓別町）では，期間を定めて野犬掃とうを実施 しています。
登録畜犬であっても，期間中係留されていない犬はすべて野犬とみなし，誤殺しても町は責任を負いません ので，必ず係留しましょう。


問い合わせ先：町民課生活環境グルーフ。
電話5－1115（内線 155）告知端末機 5－8815

#   

町では，重要な計画や条例を策定する場合，事前にその案を公表し，その案に対し，町民皆さんか ら意見を募り，提出された意見を参考に政策を決定する「パブリックコメント手続」を行っています。平成24年度に実施したパブリックコメントは次のとおりです。

| 案 件 名 | 意見募集期間 | 結 果 | 担 当 部 署 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 幌延町暴力団排除条例（素案） | H25．1．11～H25．1．31 | 意見提出なし | 町民課生活環境 グループ |
| 幌延町新型インフルエンザ等対策本部条例（案） | H25．1．21～H25．2．18 | 意見提出なし | 町民課保健福祉 グループ |
| 地域主権—括法関連条例（案） | H25．1．21～H25．2．18 | 意見提出なし | 総務課総務 グループ |

平成25年度に実施を予定しているパブリックコメントは，次のとおりです。

| 案 件 名 | 意見募集期間（予定） | 担 当 部 署 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第5次幌延町総合計画（後期基本計画）（案） | 平成26年 1 月中 | 総務課企画振興グル一プ |

## 

5月になると春の日差しが日を追うごとに強くなって最高気温が $10^{\circ} \mathrm{C}$ を超える日が多くなります。屋外でのレ ジャーやスポーツが盛んとなり，大型連休には旅行や帰省などで出かける機会も多くなります。

しかし，この季節は，ふもとは春の装いでも山にはまだ多くの積雪があり，雪どけによる沢の増水や，雪の多い傾斜地ではなだれの危険があります。また，山の天気は変わりやすく，冬山に様変わりし雪が降ることも珍しくありません。
春山登山や山菜採りを楽しみにしている方も多いと思いますが，次のことに気をつけて遭難事故にあわない よう注意しましょう。

○単独行動は避けて経験豊富な人と一緒に行くなど，体力と経験に応じたゆとりを持った計画にしましょう。 ○装備•持ち物，服装を整えて十分な食料を用意しましょう。特に防寒•雨具の準備は万全にしましょう。
○緊急時に備えて，無線機や携帯電話などを携行しましょう。予備のバッテリーを用意するなど連絡手段を絶 やさないよう注意しましょう。
○登山届けは入山の 10 日くらい前に，下山届けは速やかに最寄の警察まで提出しましょう。万が一遭難して救助を求めるときは，すぐに110番通報しましょう。
○出発前は最新の気象状況や天気予報を十分碓認し，悪天や天候の急変時には無理な行動を控えましょう。

## 気象状況•天気予報の確恐先稚内地方気象台技術課 TEL（0162）23－2678

○空気が乾燥する季節ですので，タ バコのポイ捨てやバーベキューの炭火の始末などに注意しましょう。

```
※稚内地方気象台ホームページアドレス
    http://www.jma-net.go.jp/ wakkanai／index．html
```

※問い合わせ先
稚内地方気象台防災業務課
（電話：0162－23－2679）



## 事 業 の 概 要

| 集落名 | $\begin{gathered} \text { 参加戸数 } \\ (\text { (F) } \end{gathered}$ | 対象面積 <br> （ $\mathrm{m}^{2}$ ） | 交付金額 （円） | 取 組 内 容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 問寒別 | 40 | 23，774，821 | 28，529，785 | 簡易更新の実施，農地•農道•営農用水管理，堆肥共同散布，乳質改善，牛舎等消毒作業の実施，集会所周辺の環境整備 |
| 開進 | 17 | 6，165，871 | 7，399，045 | 簡易更新の実施，農地•農道•営農用水管理，堆肥共同散布，集会所周辺の環境整備 |
| 上幌延 | 13 | 4，107，257 | 4，928，708 | 簡易更新の実施，農地•農道•営農用水管理，堆肥共同散布，集会所周辺の環境整備 |
| 北進 | 7 | 3，044，088 | 3，652，905 | 簡易更新の実施，農地•農道•営農用水管理，堆肥共同散布，集会所周辺の環境整備 |
| 幌延 | 17 | 9，356，841 | 11，228，209 | 簡易更新の実施，農地•農道•営農用水管理，堆肥共同散布，集会所周辺の環境整備 |
| 下沼南 | 23 | 7，828，271 | 9，393，925 | 簡易更新の実施，農地•農道•営農用水管理，堆肥共同散布，集会所周辺の環境整備 |
| 下沼北 | 22 | 7，745，809 | 9，294，970 | 簡易更新の実施，農地•農道•営農用水管理，堆肥共同散布，農地周辺林地の枝払い |
| 計 | 139 | 62，022，958 | 74，427，547 | （139戸は重複参加のため，実数は106戸） |

## 免除された保険料を追納すると，満額の年金額に近づけることができます

国民年金の保険料免除期間には，全額免除，四分の三免除，半額免除，そして四分の一免除の4つの種類が あります。

これらの免除期間は，老齢•障害•遺族の各基礎年金について，年金を受けるための資格期間をみる場合，保険料を全額納めた期間と同じとみなされます。

## 免除されると年金額は減額

しかし，保険料免除期間は，老齢基礎年金の年金額を計算するうえでは，免除の種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたときを一とすると，全額免除期間は二分の一，四分の三免除期間は八分の五，半額免除期間は四分の三，四分の一免除期間は八分の七で計算されます。

なお，平成 21 年3月以前に免除を受けた期間は，全額免除期間は三分の一，四分の三免除期間は二分の一，半額免除期間は三分の二，四分の一免除期間は六分の五で計算されます。

また，学生納付特例と若年者納付猶予によつて保険料の納付の全額が猶予された期間は，資格期間には反映 されても，老齢基礎年金の年金額に反映されないカラ期間とみなされます。

## 10年以内に追納を

そこで，これらの保険料免除期間や納付を猶予された期間については，経済的にゆとりができたときに，10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納できる期間の順序は，原則として先に経過した月から順次納めなければなりませんが，学生納付特例期間 または若年者納付猶予期間よりも前に保険料免除期間がある場合には，どちらを優先して納めるかを本人が選択 することができます。

学生納付特例期間と若年者納付猶予期間とは同順位とされています。
追納する保険料額は，保険料の免除や猶予された当時のそれぞれの保険料月額に経過期間に応じて決められ た額が加算されます。

ただし，平成23年度および平成24年度中の免除期間については，この加算はありません。
なお，追納した月については，追納したその日に保険料が納付されたものとみなされ，基礎年金等の受給資格期間や年金額等の計算においては，保険料納付済期間として取り扱われることになります。

保険料を追納するための納付書の発行には申込みが必要になりますので，お近くの年金事務所にお問い合わせ ください。

追納を希望するときは，「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所長に提出します。
この「申込書」には，自分の免除または納付猶予の期間を確認して記入することになっています。
保険料の免除や納付猶予を受けた期間の確認や記入方法については，年金事務所へお問い合わせください。追納の申込みをして承認されれば，通知書と納付書が送られてきます。
追納は先に経過した古い月の分から納めなければなりませんが，誤つて新しい月の分を納めた場合には，保険料が還付されます。

また，納付書に記載されている期限までに追納をしないと，納めた保険料は還付されることになります。

## 

## 町民くらしのカレンダー 5月（May）

注：保セ＝保健センター

| $\begin{gathered} 1 \\ \text { 水 } \end{gathered}$ |  | 17 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & 2 \\ & \text { 木 } \end{aligned}$ |  | 18 $\pm$ |  |
| $\begin{aligned} & 3 \\ & \text { 金 } \end{aligned}$ | 憲法記念日 | $\begin{aligned} & 19 \\ & \text { 日 } \end{aligned}$ | 幌延町消防団春季消防演習 <br> サイレン吹鳴（13：00•15：30 計2回） |
| $\begin{aligned} & 4 \\ & \pm \end{aligned}$ | みどりの日 | $\begin{aligned} & 20 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | リトミック教室 10：00～（保セ） |
| $\begin{aligned} & 5 \\ & \text { 日 } \end{aligned}$ | こどもの日 | $\begin{aligned} & 21 \\ & \text { 火 } \end{aligned}$ | 厚生連巡回ドック 7：00～（保也） |
| $\begin{aligned} & 6 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | 振替休曰 | $\begin{aligned} & 22 \\ & \text { 水 } \end{aligned}$ | 厚生連巡回ドック 7：00～（保也） |
| $\begin{aligned} & 7 \\ & \text { 火 } \end{aligned}$ |  | 23 | 厚生連巡回ドッフ 7：00～（問生涯学習センター） |
| $\begin{gathered} 8 \\ \text { 水 } \end{gathered}$ | すくすく健診 13：00～（保セ） | $24$ | 明生会健康相談 13：30～ <br> （上幌延生活改善センター） |
| $\begin{aligned} & 9 \\ & \text { 木 } \end{aligned}$ |  | 25 $\pm$ |  |
| $10$ 金 | 【町立診療所】問寒別出張診療日 | 26 |  |
| 11 $\pm$ |  | 27 | 運動習慣定着化事業（健美操）14：00～（保也） |
| $\begin{aligned} & \text { (12) } \\ & \text { 日 } \end{aligned}$ |  | $\begin{aligned} & 28 \\ & \text { 火 } \end{aligned}$ | 運動習慣定着化事業（健美操） $10: 00$（問生涯学習センター） |
| $\begin{aligned} & 13 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | 運動習慣定着化事業（健美操）14：00～（保也） | $\begin{aligned} & 29 \\ & \text { 水 } \end{aligned}$ |  |
| $\begin{aligned} & 14 \\ & \text { 火 } \end{aligned}$ | 運動習慣定着化事業（健美操） $10: 00$（問生涯学習センター） 育児くらぶ 10：30～ | $\begin{aligned} & 30 \\ & \text { 木 } \end{aligned}$ |  |
| 15 | 問寒別食生活改善推進協議会主催 <br> 明寿会との交流会11：00～（問生涯学習センター） | $31$ |  |
| 16 |  |  |  |







戸
籍
の
窓
3月
久
保
美
智
字
さ
え
夫
栄
町







|  |  |
| :---: | :---: |
|  | －すい卌く |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | ¢故 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  | 习才y |





た。



お
每忞
h
理和
英幸
ट
h

森も

明票





た拍
手
が
莱
る
よ
え
に
な
し
ま
し
味
津
々
な
年
夏
ち
や
h
寝
返
り
 おお
母忞
ええ
希竜
之
ささ
え
小＝
林枕
千ち
夏な

